

秋田県と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の活性化と県民サービス向上の推進等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（詳細は別紙に定める。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安全・安心な暮らしの実現に関すること
- (2) 地域経済活性化に関すること
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
- (4) 女性の活躍推進に関すること
- (5) その他、地方創生に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2020年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2019年 8月 6日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1-1

秋田県知事

佐竹 敬久

乙 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

大手町プレイスウエストタワー

日本郵便株式会社

代表取締役社長兼執行役員社長

横山 邦男

「秋田県と日本郵便株式会社との包括連携協定に関する協定書」に基づく具体的な連携事項

1 安全・安心な暮らしの実現に関すること

(1) 地域の見守り活動等

郵便局が保有するネットワーク等を活用し、県内において、子どもや高齢者等、県内の住民が安全・安心な生活できる地域づくりを推進する。

(2) 道路損傷等の情報提供

郵便局が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、県が管理する道路における交通の安全・安心の確保を図る。

(3) 不法投棄と思われる廃棄物等に関する情報提供

郵便局等が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、県内の住民の快適で安心な生活環境の保持を図る。

(4) やさしい地域づくりへの協力

「認知症サポーター」の養成や「ヘルプマーク」の普及啓発等への協力を通じて、認知症高齢者や障害者等にやさしい地域づくりに貢献する。

(5) 「子ども 110 番の家」としての活動

「子ども 110 番の家」としての活動内容を理解し、救助を求めてきた子ども等を保護等、緊急避難所として機能し、防犯まちづくりの活動を積極的に展開する。

2 地域経済活性化に関すること

(1) 郵便局や日本郵便所有の商業施設（有料レンタルスペース）等を活用したイベント・広告スペースの提供

郵便局や日本郵便所有の商業施設（JR 東京駅前の「KITTE」のアトリウム及び東京シティアイ・JR 名古屋駅前の「KITTE名古屋」のアトリウム）を観光 PR や特産品の販売イベントのスペース等として活用する。

(2) 県産農産物及び県産品等の販路拡大への協力

カタログギフト（ふるさと小包）等への県産品の掲載。

(3) 秋田県の魅力の情報発信

秋田県を素材とした「オリジナルフレーム切手」を販売する等 PR 活動への協力。

(4) ふるさと納税に関する協力

ふるさと納税返礼品の開発への協力。

3 未来を担う子どもの育成に関すること

(1) 手紙文化の振興に向けた取組

県内の子どもに手紙の楽しさや喜びなどを体験してもらうため、小学校・中学校及び高等学校と連携し「手紙の書き方教室」等を開催して手紙文化の振興を図る。

(2) 郵便局見学への受入れ

小・中・高校生を対象とした「郵便局見学・職場体験」を積極的に受け入れ、子どもの社会勉強に協力する。

4 女性の活躍推進に関すること

仕事と育児・介護等の両立を支援すると共に女性の活躍を推進するため、県又は市町村が主催する実践講座等への積極的な参加、相互に取組事例を紹介する等により、広報や啓発に協力する。

5 その他、地方創生に関すること

その他、上記1から4に係る連携事項中、記載のない事項のほか、地方創生に関する事項について別途協議を行い、合意できたものから順次実施する。

以上